

入札要領

- 第1条 入札希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札して下さい。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。
共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。
- 第4条 課税物件(立木、建物等)と非課税物件(国有林野)を一括して入札に付す場合は、入札に当たり落札価格に含まれる消費税相当額は国が算定した額とします。
- 第5条 入札は所定の入札書により、入札締切時刻までに入札箱へ投入しなければなりません。
- 第6条 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額(課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額)の100分の5以上(円位未満切上げ)に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実に認める金融機関(信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫等)が振り出した小切手、若しくは支払保証により納付しなければなりません。
なお、入札執行の円滑化を図るため、なるべく現金はご遠慮下さい。
- 2 小切手により入札保証金を納付する場合の注意事項は次のとおり。
ア 広島手形交換所加盟店の発行したものであること。
イ 小切手の振出日から起算して7日以内のものであること。(11月14日以降の日付)
ウ 持参人払い小切手であること。
エ 銀行等が発行した自己宛小切手であること。線引小切手も受け付けます。
- 第7条 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別添)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 第8条 入札書には、入札者の住所、氏名(名称)を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。
- 第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- 第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
2 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの
3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの
4 委任状を持参しない代理人が入札したもの
5 入札書の金額を訂正した場合で、訂正印のないもの
6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
7 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額100分の5に満たないもの
8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
9 暴力団排除に係る誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為がみとめられたもの
10 一人で2通以上の入札をしたもの
11 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの
12 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの
- 第11条 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らの入札書を無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
- 第12条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申し立てることはできません。
- 第13条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希

望するときは、直ちに再入札を行います。

ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には入札を止めることがあります。この場合、異議を申し立てることはできません。

第14条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札参加者へその旨通知します。第10条第9号に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第15条 落札者は、契約の締結に先立ち、競争参加者に必要な資格の証明として、法人にあつては商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を、個人にあつては本籍地の市区町村長の発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局が交付する成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」を、それぞれ提出しなければなりません。

第16条 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。

第17条 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)が落札者となつた場合で、外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があつたときに有効とします。

第18条 入札保証金等は、落札者を除き、入札保証金等を納付したとき発行した受領証書と引き換えに速やかに還付します。この場合、利息は付しません。

第19条 落札者の入札保証金は、第22条に定める契約保証金に充当します。

第20条 落札者が落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第21条 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。

第22条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額(課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額)の100分の10以上(円位未満切上げ)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関)が振り出した小切手、若しくは支払保証により納付しなければなりません。

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属します。

納付した契約保証金は、売買代金に充当します。

第23条 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

第24条 本要領に定めのない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。